

ギャンブル等への のめり込みによる借金の場合、 安易な肩代わりはやめましょう。

- ギャンブル等依存症は精神疾患の1つです。ギャンブル等をしたことのある人であれば、意思の強弱に関係なく、誰でもなり得るもので、自分の意思ではやめられない状態になってしまいます。
- ご家族が借金の肩代わりをする、病気を理解しないまま借金の返済を進めると適切な治療・診断に結びつかず、逆に新たな借金を作ってしまったたり、病気の回復を妨げてしまうことがあります。
- ギャンブル等依存症については、医療・相談機関（お住まいの地域の保健所・精神保健福祉センター等）に、借金返済については、お住まいの都道府県・市区町村や最寄りの財務局に相談しましょう。
- 本人が回復の必要性を自覚するまでには時間がかかることから、ご家族だけでも相談できますので、周囲の方が専門の機関に相談して、「適切なサポート」の仕方を知ることからはじめましょう。

お問い合わせ先

依存症の相談機関や基礎知識などは
依存症対策全国センター（NCASA）の
ホームページをご覧ください。



依存症対策全国センター



<https://www.ncasa-japan.jp/>

GA（ギャンブラーズ・アノニマス）【当事者】
046-240-7279

（公社）ギャンブル依存症問題を考える会
03-3555-1725

ギャマノン【家族・友人】
03-6659-4879

（NPO）全国ギャンブル依存症家族の会
090-1404-3327

貸付自粛制度について

浪費やギャンブル等依存症による借金により、ご本人やそのご家族の生活に支障を生じさせるおそれがある場合、日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターに自らを自粛対象者とする旨を申告することで、貸付自粛情報が信用情報機関に登録され、信用情報機関の会員に貸付自粛情報を提供する制度です。

※申告できるのは原則ご本人のみです。

日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターのどちらかへ申告することで、3つの信用情報機関（㈱日本信用情報機構（JICC）、㈱シー・アイ・シー（CIC）及び全国銀行個人信用情報センター）に、貸付自粛情報が登録されます。銀行・貸金業者等は、貸付自粛情報を、契約者（申込者）の支払能力に関する調査のために利用します。



お問い合わせ先

日本貸金業協会
貸金業相談・紛争解決センター

ナビダイヤル

0570-051-051

日本貸金業協会



<https://www.j-fsa.or.jp/personal/trouble/way/>



全国銀行個人信用情報センター

フリーダイヤル

0120-540-558

TEL（携帯電話から）

03-3214-5020

全国銀行協会



<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/selfcontrol/>



リサイクル適性
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

肩代わり・借金・ローン
ギャンブル依存・債務・ヤミ金融など



借入れ・ローンの返済などにお困りの方は
こちらのリーフレットをご覧ください。

金融庁
Financial Services Agency

多重債務問題で困っても、 ヤミ金融には絶対に 手をださないで。



正規の貸金業者とは、
国（財務局）・都道府県で
貸金業登録を受けています。

※SNSなどを通じた個人間でのお金の貸し借りや、
給与ファクタリング、後払い（ツケ払い）現金化にお
いては、ヤミ金融業者による違法な貸付けや、個人
情報の悪用などの犯罪被害やトラブルに巻き込ま
れる危険性があります。

ヤミ金融の手口は巧妙で手が込んでいます。
実際の被害や手口、ヤミ金融業者の情報を
確認し、被害にあわないようにしましょう。

日本貸金業協会



[https://www.j-fsa.or.jp/topics/
association/dark_finance.php](https://www.j-fsa.or.jp/topics/association/dark_finance.php)



ヤミ金融から連絡があっても、
毅然とした態度で、
無視しましょう。

※連絡を取ることが
あなたの情報を
与えることになります。



もし被害にあったしまったら
一人で悩まず、まず相談。

悪質業者の被害にあった時は、
「日本貸金業協会」、
「都道府県庁の相談窓口」、
「消費生活センター」、「警察」などに
すぐに連絡してください。



多重債務に関するお問い合わせ先

一般消費者向け相談窓口

東北財務局 福島財務事務所 理財課	024-533-0064
福島県消費生活センター	024-521-0999
消費者ホットライン ※お近くの市区町村・関係機関等の相談窓口の連絡先を案内します。	188
法テラス・サポートダイヤル ※IP電話をご利用の場合：法テラス福島	0570-078374 050-3383-5540
福島県弁護士会『法律相談センター』	
福島支部 024-536-2710	郡山支部 024-936-4515
いわき支部 0246-22-1320	会津若松支部 0242-27-0264
白河支部 0248-22-3381	相馬支部 0244-36-4789
福島県司法書士会総合相談センター	0120-81-5539

事業者向け相談窓口

東北財務局 福島財務事務所 理財課	024-533-0064
福島県商工会連合会	024-525-3411
商工会議所	
福島 024-536-5511	郡山 024-921-2600
会津若松 0242-27-1212	いわき 0246-25-9151
白河 0248-23-3101	原町 0244-22-1141
会津喜多方 0241-24-3131	相馬 0244-36-3171
須賀川 0248-76-2124	二本松 0243-23-3211
法テラス・サポートダイヤル ※IP電話をご利用の場合：法テラス福島	0570-078374 050-3383-5540
日本弁護士連合会ひまわり中小企業センター ひまわりほっとダイヤル ※電話で受付、面談による相談 ※地域により無料相談実施状況が異なりますので、 お電話の際にご確認下さい。	0570-001-240
福島県司法書士会総合相談センター	0120-81-5539

■ 法テラスについて

法テラスは、国が設立した公的な法人です。全国の法テラス
事務所では、収入や資産が一定基準以下であるなどの条件
を満たした個人の方を対象に無料法律相談を実施していま
す。

市区町村の相談窓口

福島市	消費生活センター	024-522-7867 (多重債務110)
会津若松市	消費生活センター	0242-39-1228
郡山市	消費生活センター	024-921-0333
いわき市	消費生活センター	0246-22-0999
白河市	消費生活センター	0248-22-1133
須賀川市	須賀川市消費生活相談室	0248-88-9132
喜多方市	消費生活センター	0241-24-5353
相馬市	生活環境課	0244-37-2144
二本松市	消費生活センター	0243-24-7200
南相馬市	南相馬市消費生活相談室	0244-24-5230
伊達市	消費生活センター	024-574-2233
本宮市	防災対策課	0243-24-5366
国見町	産業振興課	024-585-2238
大玉村	住民生活課	0243-24-8091
鏡石町	税務町民課	0248-62-2112
天栄村	住民課	0248-82-2114
田村市	消費生活センター	0247-61-5009
石川町	石川地方消費生活相談室	0247-57-6872
会津美里町	会津美里町・両沼地域消費生活相談室	0242-54-2920
南会津町	住民生活課	0241-62-5054

金融庁のホームページでも
多重債務問題について掲載しています。

[https://www.fsa.go.jp/
policy/kashikin/](https://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/)

金融庁 多重債務



■ 司法書士について

司法書士は、破産申立書等の書類を作成し、この事務
について相談に応じることができます。
認定司法書士は、個別の債権ごとの価額が140万円以
下であれば、代理人として任意整理等の交渉をするこ
とができます。